

# 水田政策の見直しの方向性について

## 見直し内容（水田活用関係）

水田活用の直接支払交付金（水活）における交付対象水田について、令和9年度以降、過去5年間に一度も水張り（水稲作付け）が行われていない農地については、原則として交付対象外になるとお知らせしておりましたが、農林水産省では、令和7年1月に方針を変更し、水田を対象として支援する水活を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する方向で令和9年度から根本的に見直すこととし検討を行っております。

このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない方向ですが、現行水活の令和7年・8年の対応としては、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とするとされ、令和7年4月に連作障害を回避する取組について示されました。

### 現行の「水田活用の直接支払交付金」におけるルールの変更内容

現行ルール	変更後ルール
令和4～8年度の間、 ▶ <b>水稲作付</b> 又は ▶ <b>1か月以上の湛水管理</b> (かつ、連作障害による収量低下等の発生が確認されていないこと)	令和4～8年度の間、 ▶ <b>水稲作付</b> 又は ▶ <b>1か月以上の湛水管理</b> 又は ▶ <b>連作障害を回避する取組</b> (令和7年度又は8年度)

## 連作障害を回避する取組とは

次のいずれかの取組を行うこと

- 土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用
- 土壌に係る薬剤の散布
- 後作緑肥の作付け
- 病害虫抵抗性品種の作付け
- 地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

例えば・・・

最適な土壌 pH に矯正するため、播種前に苦土石灰を施用

土づくりに向け、播種前に、発酵鶏糞を施用

センチュウ対策として、作付前に、くん蒸型の薬剤を使用し、土壌を消毒  
 など

## 連作障害を回避する取組を行った場合の手続きは

- 令和7年に、水田活用の交付金の申請を行う方は、申請書の「③環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックをお願いします。
- 取組を行ったことが分かる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）や作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）の保管をお願いします。

※ 1か月以上の水張り湛水管理を行う場合は、協議会においての現地確認が必要ですので、湛水管理を開始する前に、連絡をお願いします。

### 【連作障害を回避する取組を行った場合の申請書記入例】

様式第1号A 経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第713号農林水産事務次官依命通知）」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

フリガナ		申請年月日	年 月 日
氏名又は法人・組織名		生年月日	
フリガナ		<input type="checkbox"/> 大正	年 月 日
代表者氏名 (法人・組織のみ)		<input type="checkbox"/> 昭和	
住所		<input type="checkbox"/> 平成	
登録済の顔込口座	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更あり	経営形態	
		<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 専業営農 <input type="checkbox"/> 法人	
		法人番号	
		認定状況	
		<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就業者	
		<input type="checkbox"/> ゲタ・ナラシ対象専業営農 <input type="checkbox"/> 認定なし	
		※ゲタ・ナラシに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実であることが必要です。	
		電話番号	
		※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)	

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況  
(第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、□に✓してください。)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

こちらにチェック

### 【主な質問】

- Q1 「地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組」とは具体的どのようなものか。
- A1 農業者が行った連作障害を回避する取組を幅広く判断していくことを考えていますが、作物や農地の状況（地力）などにより異なると思いますので、ご相談ください。
- Q2 過去（令和4年度から令和6年度）に水張りを行ったが、令和7年・8年に連作障害を回避する取組は必要ですか。
- A2 制度的には、令和7年・8年の連作障害を回避する取組は不要ですが、取組みを行うことにより収量の増加、品質の向上が見込まれる場合は、農業者の判断により実施ください。

### 【お問合せ先】上山市農業再生協議会

山形農業協同組合南部営農センター TEL:023-673-3108 担当：井上

上山市農林夢づくり課 TEL:023-672-1111（内線402）担当：滝田